

# 市・県民税の申告について

問合せ／課税課 市民税グループ (☎47-8179)

## ▶市・県民税の申告は郵送や電子申請で

市・県民税の申告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、できる限り郵送による提出をお願いします。



申告書は、「申告の手引き」や前年の控え、市HPの「税額シミュレーションシステム(令和5年度版は1月下旬頃更新予定)」を参考に、ご自身で作成し、提出してください。

また、インターネット(電子申請)で申告書の提出ができますのでご利用ください。詳しくは市HPでご確認ください。

※郵送先／大垣市役所 課税課 (〒503-8601 丸の内2-29)

※注意点／(1)申告書に必要な事項を記入して署名する

- (2)次の①～③いずれかの写しを同封する ①個人番号カード(両面)、②通知カードと本人確認ができる資料、③個人番号が記載された住民票(写し)と本人確認ができる資料
- (3)源泉徴収票や控除証明書などの資料の写しを同封する
- (4)医療費控除の申告をする人は「医療費控除の明細書」を同封する
- (5)受付印を押した控えの送付を希望する場合は、必要な切手を貼り、返送先を記入した返信用封筒と、申告書の写しを同封する

## ▶市・県民税の申告受付会場は「市民会館」

※とき／2月16日(木)～3月15日(水)の平日 午前9時～午後4時

※ところ／市民会館2階会議室 ※期間中、市役所には申告受付会場を設けません

※持ち物／マイナンバーに係る本人確認書類、源泉徴収票、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の控除証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費控除明細書、医療費通知)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、筆記具など

### <市・県民税の出張申告受付>

とき(9:00~16:00)	ところ
2/2(木)・3(金)	上石津地域事務所2階 2-1会議室
2/7(火)・8(水)	西部研修センター 多目的ホール
2/10(金)	墨俣地域事務所1階 大会議室
2/13(月)	南部子育て支援センター 多目的ホール
3/2(木)・3(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
3/9(木)・10(金)	青墓地区センター 多目的ホール

※確定申告も受付可。内容によっては受け付けできない場合があります  
 ※例年、各会場の初日の午前に来場者が多い傾向にあります。混雑緩和のため、できる限り少人数で、午後の来場をお願いします

令和4年度の住民税非課税世帯、家計急変世帯が対象

# 「価格高騰緊急支援給付金」は 1月31日までに申請を

電力・ガス・食料品などの価格高騰により、特に家計への影響が大きい令和4年度住民税非課税世帯などを対象に、1世帯当たり5万円を支給する「価格高騰緊急支援給付金」の申請を受け付けています。

申請期限が1月31日(火)となっていますので、対象となる世帯は期限内に手続きをお願いします。

詳しくは、市HPをご覧くださいか、価格高騰緊急支援給付金コールセンター(☎47-5554 ※平日の午前8時30分～午後5時15分)へ。



市HP

①住民税非課税世帯 (給付額: 1世帯当たり5万円)	
対象世帯	令和4年9月30日時点において、大垣市に住民票があり、世帯全員の令和4年度の住民税(均等割)が課税されていない世帯
申請方法	対象と思われる世帯主へ申請書類(確認書)などを郵送してありますので、内容を確認して必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で1月31日(火)までに返送してください。
②家計急変世帯 (給付額: 1世帯当たり5万円)	
対象世帯	令和4年1月から12月までの任意の1か月において、予期せず家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税(均等割)が非課税となる世帯と同様の事情にあると認められる世帯 (住民税非課税相当の年間収入限度額の参考 ※詳細は市HPに) ▶単身または扶養親族がいない場合……………970,000円 ▶配偶者・扶養親族(1人)を扶養している場合……………1,479,000円 ▶配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合……………1,899,999円 ▶配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合……………2,355,999円 ▶配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合……………2,815,999円 ▶障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合……………2,043,999円
申請方法	1月31日(火)までに世帯主による申請が必要です。申請書など(市HPからダウンロードまたは、市民会館3階などで配布)に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または、市民会館3階の申請窓口(平日の午前8時30分～午後5時15分開設)へ。

※①住民税非課税世帯または、②家計急変世帯に該当する世帯でも、その世帯全員が、住民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。また、対象世帯であっても、受給できるのは①または②のどちらか1回のみです

# 年間納付済額のお知らせを郵送します

## 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を普通徴収で納めた人に、年間納付済額のお知らせを1月下旬にそれぞれ郵送します。なお、確定申告などに必要な書類は、納付方法によって下表のとおり異なります。

納付方法	確定申告などに必要な書類	備考
年間を通じて普通徴収(窓口や口座振替で納付)	市が発行する納付済額のお知らせ	-
普通徴収と特別徴収の併用	市が発行する納付済額のお知らせと、日本年金機構や共済組合などが発行する年金の源泉徴収票	遺族年金・障害年金については源泉徴収票が発行されません。納付証明書が必要な人は、下記の各担当へ申請してください
年間を通じて特別徴収(年金天引きで納付)	日本年金機構や共済組合などが発行する年金の源泉徴収票	

## 国民年金保険料

日本年金機構は、国民年金保険料の年間納付済額のお知らせを昨年11月に郵送しました。

ただし、昨年10月以降に初めて保険料を納めた人には2月上旬に郵送します。

国民年金保険料については、大垣年金事務所(☎78-5166)へ。

### 問合せ

国民健康保険料……………国保医療課 国民健康保険グループ (☎47-8132)

後期高齢者医療保険料・国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

介護保険料……………介護保険課 資格給付グループ (☎47-7406)